鈴鹿公共職業安定所における文書の誤交付について

三重労働局(局長 石田 聡)は、鈴鹿公共職業安定所(所長 堀 保)において発生した個人情報を含む文書の誤交付について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせいたします。

記

1 概 要

鈴鹿公共職業安定所(以下「鈴鹿所」という。)において、職員XがA氏の雇用保険受給資格者証(以下「受給資格者証」という。)を誤ってB氏に誤交付する事案が発生した。受給資格者証には、A氏の雇用保険支給番号、氏名、生年月日、性別及び口座番号が記載されていた。

2 事実経過

- (1) 9月19日、A氏が黒色のクリアファイルに入った受給資格者証(以下「A氏の書類」という。)を受付箱に投函し、同時刻に、B氏も受給資格者証(以下「B氏の書類」という。)を受付箱に投函した。
- (2) 同日、職員 X は受付箱に入っていた A 氏の書類と B 氏の書類を取り出し、 認定処理後に B 氏に対し、誤って両氏の書類を交付した。
- (3) 同日、A氏から名前を呼ばれないと申し出があり、A氏の書類が無くなっていることが判明した。
- (4) 同日、B氏から自分のものではない書類があると電話があり誤交付が判明した。
- (5) 同日、鈴鹿所の係長がB氏に謝罪を行いA氏の書類を回収した。
- (6) 同日、鈴鹿所の係長がA氏に書類を返却、謝罪し了承いただいた。

3 原 因

- (1) 返却時に他人の書類が混在していないか確認しなかったこと。
- (2)入力処理者と返却者を分離し、複数職員によりダブルチェックを怠ったこと。
- (3) 書類を交付する際に、職員が氏名や写真などを指差し確認を行うことにより、来庁者にご本人の書類である確認を行う基本動作を怠ったこと。

4 再発防止策

- (1) 三重労働局管内の公共職業安定所における取組
 - ① 全職員に対し、基本動作の徹底を図り、個人情報の適切な管理に関する

資料を配布した。

② 入力処理者と返却者の分離、返却時のダブルチェック及び来所者にご本人の書類である確認を行う基本動作を徹底した。

(2) 三重労働局における取組

- ① 9月25日、労働局局議を開催し、総務部長より本案件の概要を説明するとともに個人情報漏えい防止の基本動作について指示した。また、三重労働局管内の労働基準監督署及び公共職業安定所の所属長に再発防止の徹底を指示した。
- ② 10月3日、所長会議を開催し、本案件の概要を説明するとともに個人情報漏えい防止の基本動作の徹底を指示した。
- ③ 三重労働局管内の公共職業安定所の窓口において、基本動作が徹底されているか、改めて確認するため、臨時監査を実施する。

【担当】 三重労働局職業安定部職業安定課 課長 奥野 裕子 電話 059-226-2305